

三重まると自然体験実践支援交付金公募要領

第1 趣旨

県では、三重県の誇る山・川・海の豊かな自然を「体験」という方法により生かして、県内外から多くの人を呼び込めるよう、県内の様々な「自然体験プログラム」を魅力的なものにブラッシュアップしながら、県内外に積極的に発信していく取組を開始します。

三重まると自然体験実践支援交付金（以下、「実践支援交付金」という。）は、観光、アウトドアスポーツ、教育に係る民間企業のノウハウ等の活用、異業種との連携、地域を越えた連携などにより、新たな「自然体験プログラム」の開発・実践を行う団体等に対して支援しようとするものです。

第2 事業内容等

実践支援交付金の事業内容、事業実施主体及び実践支援交付金の交付を受けるための採択要件等は、実践支援交付金要領別紙に記載のとおりです。

第3 応募の要件

本事業の事業実施主体の公募に応募できる者は、観光、アウトドアスポーツ、教育に係る民間企業のノウハウ等の活用、異業種との連携、地域を越えた連携などにより、新たな「自然体験プログラム」の開発・実践を行おうとする団体等で、以下の要件を満たすものとする。

- ①公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人
 - ②特定非営利活動法人
 - ③①及び②以外の法人格を有する団体
 - ④法人格を有しないが、活動を実施するための体制が整っていると認められる団体
- ※代表者の定めがあり、意思決定の方法、事務処理並びに会計処理の方法及び責任者、公印の管理並びに使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした規約等が定められていること。

第3 交付金額

交付金の総額は 5,000 千円であり、この範囲で事業実施に必要となる経費を定額で助成します。

なお、1 団体あたりの交付金額の上限は 1,000 千円とします。

第4 応募に必要な書類

(1) 企画書（別紙様式）

第5 応募方法

平成27年6月19日（金）17時までに、下記事務担当まで必要書類を提出してください。なお、提出書類等は返却いたしません。

（事務担当）〒514-8570

三重県津市広明町13 三重県農林水産部みどり共生推進課

平野あて

電話 059-224-2627

第6 応募団体の審査

1 審査の方法

審査については、事業担当課等で応募要件を満たしているか否かの確認及び応募内容等についての事前審査を実施します。申請内容等について確認が必要な場合には、必要に応じて事業担当課等から申請内容の問合せをすることがあります。

事前審査を経た企画書の中から、農林水産部に設置する「三重まるごと自然体験実践支援交付金事業実施主体選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において事業実施主体候補者を選定します。

審査委員会においては、申請者から提出された企画書等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらを踏まえて交付金交付候補者を選定します。

2 審査の手順

審査は以下の手順により実施されます。

(1) 事前審査

企画書等提出書類について、応募要件を満たしているか否かを確認します。応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外されます。

(2) 審査委員会による審査

事前審査を踏まえ、審査委員会において審査を実施し、評価点の高いものから事業実施主体候補者を予算の範囲内で選定します。

4 審査の基準

審査委員会において以下の項目を審査します。

- (1) 企画性
- (2) 誘客性
- (3) 連携性
- (4) 経済性
- (5) 事業推進体制

5 審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、事業担当課より速やかに通知する予定です。

第6 選定

提出のあった企画書については、選定基準に基づく評価を行い、評点の高い企画書から予算の範囲内で選定します。提出のあった企画書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を提出者あてに送付します。

第7 選定後の手続き

- 1 企画書の選定後、事業内容、対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行ないます。ヒアリングの日時等については、事前に連絡します。
- 2 事業内容の精査後、知事あてに事業実施計画（体制整備支援交付金要領第7）を提出いただき、その内容が適正である場合は知事が事業実施計画を承認し、承認通知を送付します。その後、交付金交付申請の手続きを行なっていただきます。